

訴 状

収入 (1万3000円)
印紙

平成22年9月15日

大津地方裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号
レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ (送達場所)
(電話 080-1442-9144)
(FAX 046-252-6301)

原 告 宮 部 龍 彦

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
被 告 滋 賀 県
上 記 代 表 者 知 事 嘉 田 由 紀 子
行 政 処 分 庁 滋 賀 県 知 事
嘉 田 由 紀 子

公文書部分公開処分取消等請求事件

訴訟物の価格 160万円
ちょう用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 滋賀県知事が、平成21年5月8日付けで原告に対してした公文書一部公開決定処分（以降「本件処分」という）のうち、地図、地区名、施設名、施設所在地、電話番号および同和地区名や所在地が分かる地区概要等の部分一切を非公開とした部分（以降を「本件情報」という）取り消す。
- 2 滋賀県知事は、本件情報を公開する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者等

- (1) 原告は滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）（甲1号証，以降「公開条例」という。）第4条により，公文書の公開を請求する権利を持つ，個人である。
- (2) 滋賀県知事は公開条例第2条第1項の実施機関である。

2 事実経過

- (1) 原告は滋賀県知事に対し，公開条例第5条第1項の規定により，平成20年6月14日付で，滋賀県人権施策推進課が保有する「同和地区の地名が分かる文書」「同和地区の区域が分かる地図」「同和地区に設置された地域総合センターが分かる文書」の公開を請求した（以降「一次請求」という）。
- (2) 滋賀県知事は一次請求に対し，公開条例第10条第2項の規定により，平成20年6月23日付で，原告が公開を請求した公文書を公開しないことを決定した（以降「一次処分」という）。
- (3) 原告は滋賀県知事に対し，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により，平成20年6月26日付で一次処分を不服として異議申立をした（以降「一次異議申立」という）。
- (4) 滋賀県知事は，公開条例第19条第1項の規定により，平成20年7月2日付で一次異議申立を滋賀県情報公開審査会に諮問した。
- (5) 滋賀県情報公開審査会は滋賀県知事に対し，平成20年3月5日付で，一次処分を取消し，公開条例第5条第2項による補正の手続きを行った上で処分をやり直すべきである旨を答申した。
- (6) 滋賀県知事は，平成21年3月19日付で一次処分を取消す決定をした。
- (7) 原告は滋賀県知事より，対象公文書の教示と一次請求の内容を補正する求めを受けて，平成21年3月25日，一次請求の対象公文書を「同

和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原，川久保，長塚の事業に関するもの」「滋賀県同和対策新推進計画の全ページ」「地域総合センター要覧の最新のもの全ページ」（以降「本件文書」という）に訂正し，あらためて公文書公開請求をした（以降「本件請求」という）。

- (8) 滋賀県知事は本件請求に対し，平成21年5月8日付けで本件処分（甲2号証）をした。
- (9) 原告は滋賀県知事に対し，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により，本件処分を不服として異議申立をした（以降「本件異議申立」という）。
- (10) 滋賀県知事は，公開条例第19条第1項の規定により，平成21年5月29日付で本件異議申立を滋賀県情報公開審査会に諮問した。
- (11) 滋賀県知事は，平成21年7月6日付で本件処分に係る理由説明書（甲3号証）を滋賀県情報公開審査会に提出した，
- (12) 滋賀県情報公開審査会は滋賀県知事に対し，平成22年3月19日付で本件処分は妥当である旨を答申した。
- (13) 滋賀県知事は，平成22年4月19日付で本件異議申立を棄却する決定をした。

3 用語について

- (1) 「同和地区」とは，後で述べるとおり本件文書が作成された時期に同和対策事業の対象地域として国が把握していた滋賀県内の64地区のことをいう。なお，地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号，平成14年3月31日に失効）では，同和地区は「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義され，「歴史的社会的理由」とは滋賀県においては近世にいわゆる「穢多村」であったこととされる。一般的にこのような地区は「被差別部落」または「未解放部落」と呼称されることがある。しかし，全ての地区において必ずしも歴史的経緯が明確ではなく，またそれにより「生活環境等の安定向

上が阻害されている」ということは非常に曖昧であり、どの地域がそれに該当するかということになると水掛け論になるため、ここでは前述の定義を採用する。

- (2) 「同和地区出身者」とは、同和地区に居住した経歴を持つ人のことをいう。しばしば「穢多・非人等との系譜関係を持つ人」とされることがあるが、そのような系譜関係を調べることは不可能であり、法律上は明治4年太政官布告（第488号，第489号，いわゆる「解放令」）により廃止された身分であるため、ここでは前述の定義を採用する。

4 本件情報の性質

- (1) 本件文書は、滋賀県や滋賀県下の自治体が同和対策事業に関する事務事業を遂行するために作成されたものである。同和対策地域総合センター要覧は、当時各地域では公知の事実であった、地区内の公共施設、住民団体、地理的概況が地域別に記述されたものである。その他の文書は公共事業の実施状況についての図面、費用等のデータである。
- (2) 本件情報は、「同和対策地域総合センター（以降「センター」という）の名称および位置」，「同和地区」の2つに大別され、それらを特定できるような他の情報も含む。
- (3) 滋賀県内のセンターの名称と位置は、各市町の現行条例，過去の条例，地図，広報紙，市町史等，誰もが入手可能な情報から知ることができる。
- (4) 同和対策地域センター要覧が作成された時期の，地域総合センター施設は別表1のとおりである（原告の調査による）。
- (5) 昭和49年に社団法人滋賀県同和事業促進協議会により出版された研究書「滋賀の部落」（甲4号証）には「未解放部落」が66ヶ所（甲4号証2ページ目に「以上六十五の部落は～」と書かれているのは誤りで、実際に数えると66である）掲載されており，うち同和対策事業の対象となった地区は現在の東近江市御園町と近江八幡市若宮町（甲4号

証では現在名が伏せ字にされているが、御園町は同書の本文中に伏せ字にされていない箇所がある。若宮町は部落解放同盟支部があること、また旧名十座村とあり、部落解放研究(2003年8月号)に「中小森村十座の教信寺」という記載があることから特定された)をのぞく64ヶ所とされる。平成5年の総務省調査によれば滋賀県内の同和地区数は64ヶ所であり、本件文書が作成された時期においても、同数であると考えられる。従って「滋賀の部落」は滋賀県内の同和地区一覧と言える。

(6) 別表2は「滋賀の部落」に掲載された同和地区と、現在の地名、センターの対応関係である。ほぼ全ての同和地区の付近にはセンターが存在し、全てのセンターの付近には同和地区が存在する。従って、センターの位置が公のものであることは、同和地区名が公であることと同等である。

(7) なお「滋賀の部落」には平成10年に発売された復刻版がある。復刻版は財団法人滋賀県同和问题研究所により発行されたもので、ISBNコード(上巻4-914922-12-6, 下巻4-914922-13-4)が振られ、8000円という価格が設定され、広く頒布されたものである。復刻版には甲4号証の地名一覧は直接含まれないが、全ての地区を解説した記事が掲載されているので、甲4号証と同等の地名一覧を作成することが可能である。

5 公開条例第6条第1号ただし書きに該当

(1) 甲2号証によれば、滋賀県知事は、本件情報は、公開条例第6条第1号に該当し「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため」として、非公開とした。

(2) 貴裁判所で原告と訴外東近江市が争った、平成21年(行ウ)第16号事件において、東近江市の旧市町のセンターの名称および位置が記載された条例が、東近江市情報公開条例により公開される情報である旨の判決が平成22年4月13日に言い渡され、東近江市は同月30日にそ

これらの情報を公開した。従って、少なくとも旧八日市市，旧蒲生町，旧愛東町のセンターの名称及び位置は，条例により公にされたものである

(3) また，センターは地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項が定める，「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設」であるから，市町は同第244条の2第1項により設置及びその管理に関する事項を条例（以降「設置管理条例」という）で定めなければならない，センターが設置された市町においては，必ずセンターの設置管理条例が存在する。設置管理条例が公布された時点で，必然的にセンターの名称と位置は公になるため，全てのセンターの名称と位置は条例により公にされた情報である。また，地方自治法はセンターの名称と位置が公になることを予定していると言える。

(4) 公開条例第6条第1号ただし書きは「法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ，または公にすることが予定されている情報」を除外している。従って，少なくともセンターの名称と位置を公開条例第6条第1号を理由として非公開としたことは違法である。

(5) また，別表1，別表2から明らかなように，センターの付近は必ず同和地区であるから，同和地区の地名についても法令もしくは条例により事実上公であると言える。

(6) また，滋賀県内の同和地区の地名が掲載された図書「滋賀の部落」が公益団体により頒布されてきたのであるから，同和地区の地名は公開条例第6条第1号ただし書きの，「慣行として公にされ」たものと言える。

6 公開条例第6条第6号に非該当

(1) 甲2号証によれば，滋賀県知事は，本件情報は，公開条例第6条第6号に該当し，公にすることにより「事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」非公開とした。

(2) 公開条例第6条第6号は「県の機関または国，独立行政法人等，他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上，当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とし，その類型として例示されているのが次の5つである。

ア 監査，検査，取締りまたは試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし，もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉または争訟に係る事務に関し，県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県，国もしくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(3) 甲3号証にある「同和問題の解決に向けた普及啓発等」は，上記の類型にあてはまらない。また，具体性がなく広範囲で漠然としたものであるため，公開条例第6条第6号のいう事務または事業にはあたらない。

7 公開条例第6条第1号柱書に非該当

(1) 本件文書が公開条例第6条第1号柱書に該当する理由として，甲3号証3ページで「（本件情報が公になると）「特定の個人が同和地区に居住している」という情報や「特定の個人が同和地区の出身である」という情報が一般の国民にも容易に知れることになり，結婚や就職などの場

面においていわれのない差別を引き起こす高度の蓋然性が生ずる」ということが説明されている。しかし、その理由として甲3号証2ページで説明されている、県民意識調査により「同和問題に対して誤った理解や考えを持つ人が少なからずいる」ということに具体性がなく、結婚や就職などの場面においていわれのない差別を引き起こすということとの関連性がない。

- (2) 行政書士による戸籍の不正取得・横流し事件や同和地区差別問い合わせ事件などが県内でも発生しているということも、同様に結婚や就職などの場面においていわれのない差別を引き起こすということとの関連性が認められない。
- (3) 平成21年12月14日から平成22年3月5日にかけて、原則同和地区住民により構成される団体である部落解放同盟滋賀県連合会の支部員名簿がインターネットに流出する事案があった（甲5号証）。同和地区住民誰か判明することが滋賀県知事がいうほど重大なことであれば、大きな問題となるはずだが、実際は関心を示す人は少なく、ほとんど問題になっていない。
- (4) また、少なくとも現在においては具体的な同和地区の範囲は行政により定められておらず、誰が同和地区住民か、誰が同和地区出身者かということを判別するのは不可能である。
- (5) 甲3号証2ページで引用されている昭和40年の国の同和対策審議会答申の原文には「同和地区内の総人口に対する部落人口の割合、すなわち混住率は、全国平均では60%」という記述がある。この「部落人口」というのは、古くからの住民で生活が困窮しているなど同和対策の対象とされるべき住民を指すもので、同和対策審議会は、単に同和地区住民である人が差別対象になるとは考えていなかった。実際、滋賀県内においても単なる同和地区住民（属地）と、その中の同和対策対象者（同和関係者・属人）という事実上の区分けがされていた。

- (6) 単に住所や本籍地が同和地区であれば差別されるといった言説は昭和50年代のいわゆる「部落地名総鑑事件」を期に言われ始めたことで、プロパガンダという側面がある。実際、住民票の住所や本籍地が同和地区内であっても、本人は自分がいわゆる「部落民」と思っておらず、周囲からもそうは思われていない人が多数存在する。例えば甲5号証から分かるとおり栗東市十里では部落解放同盟の会員は400から500番地付近に集中しており、住所表記上は十里であっても、他の場所の住民は同和対策の対象として扱われてこなかったと考えられる。
- (7) 甲3号証3ページでは「住宅地図や電話帳に掲載されているような個人情報で、かつ、容易に入手可能な情報と本件情報を照合することにより得られる情報というものは、特定の個人が特定の同和地区に居住しているという情報であり」ということが説明されている。しかし、単にセンター付近の住民であれば、例えば愛荘町の住宅地図（甲6号証）により、本件情報と照合するまでもなく特定することができる
- (8) 原告は認めないことではあるが、滋賀県知事の説明通りであれば、例えば愛荘町長塚に居住する村上隆氏、村上和雄氏、田中新太郎氏等は同和地区住民であり、結婚や就職などの場面においていわれのない差別をされているということになる。
- (9) これも原告は認めないことではあるが、滋賀県知事の説明通りであれば、甲6号証から分かるセンターの周囲に居住すれば、同和地区住民や同和地区出身者として結婚や就職などの場面においていわれのない差別をされる事実があるということになる。

8 公開条例の目的と解釈について

- (1) 甲3号証の7ページで公開条例第3条に「通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定されていることが述べられているが、これは個人の人格を尊重するための手段であって、情報を公開しないとい

う目的ありきではない。情報を非公開とするために、前述のような誰でも知りうる個人の人格権を侵害するような説明をすることは不適法である。

- (2) 公開条例第1条は「県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要である」とする。また、公開条例第3条は「実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする」としている。しかし、滋賀県知事は同和地区の地名を公言すると差別につながると決め付けることで、同和対策事業についての県民の自由な議論を妨害し、また、最初から非公開ありきで理由を後付けし、原告の権利を侵害しているものである。
- (3) 事実上センターの場所が公であることから、多くの同和地区の場所は県民の知るところである。しかし同和地区の場所を知ることが差別とされ糾弾されると考えられることから、怖くて公言できないだけのことである。言わば「王様の耳はロバの耳」や「裸の王様」の寓話と同様である。
- (4) 愛荘町役場に同和地区の場所を問い合わせた男性の行為を糾弾した、平成20年3月25日に「愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区問い合わせ差別事件真相報告集会」において、滋賀県は男性の行為を差別とし、この糾弾会を支持する文書を出している事実がある（甲7号証）。なお、この集会が「糾弾会」であることの根拠は、部落解放同盟滋賀県連合会が「糾弾要綱」を作成しているからである。
- (5) 前述の政治的背景があることから、滋賀県知事は引っ込みがつかなくなって、同和地区の場所が分かるような情報を非公開としたものである。

第3 結語

以上のとおり、本件処分は違法である。また、公開条例第6条は公文書の原則公

開を義務付けているので，本件情報は公開されなければならない。

よって，請求の趣旨記載のとおり判決を求める。

別表1) センター施設(隣保館・教育集会所)の一覧

※名称は平成8年当時のものであるが、若干異なる可能性がある。また、実際は併設された児童館、運動場などの施設がある。括弧中には対象同和地区名を記した。

- 1 大津市立下龍華会館(下龍華)
- 2 大津市立坂本市民会館(坂本)
- 3 大津市立坂本教育集会所(坂本)
- 4 大津市立皇子が丘市民会館(皇子が丘)
- 5 大津市立昭和会館(膳所)
- 6 大津市立田上会館(稲津)
- 7 彦根市地域総合センター東山会館(里根)
- 8 彦根市地域総合センター人権・福祉交流会館(広野)
- 9 広野教育集会所(広野)
- 10 長浜地域総合センターなつめ会館(千草)
- 11 長浜教育集会所(千草)
- 12 住吉教育集会所(住吉)
- 13 堀上教育集会所(堀上)
- 14 八幡会館(八幡)
- 15 八幡教育集会所別館(八幡)
- 16 末広会館(末広)
- 17 第1末広教育集会所(末広)
- 18 第2末広教育集会所(末広)
- 19 桐原会館(大森)
- 20 八日市市立野口会館(野口)
- 21 八日市市立野口教育集会所(野口)
- 22 八日市市立小脇町宮会館(小脇町宮)

- 2 3 八日市市立小脇町宮教育集会所（小脇町宮）
- 2 4 八日市市平田駅前教育集会所（平田）
- 2 5 草津市立西一会館（西一）
- 2 6 草津市立西一教育集会所（西一）
- 2 7 草津市立橋岡会館（橋岡）
- 2 8 草津市立橋岡教育集会所（橋岡）
- 2 9 草津市立新田会館（新田）
- 3 0 草津市立新田教育集会所（新田）
- 3 1 草津市立芦浦会館（芦浦）
- 3 2 草津市立芦浦教育集会所（芦浦）
- 3 3 守山市同和対策集会所（矢島）
- 3 4 栗東町立十里会館（十里）
- 3 5 中主町有隣館（北比江）
- 3 6 野洲町野洲地域総合センター（和田）
- 3 7 野洲町和田集会所（和田）
- 3 8 石部町立松籟会館（石部西）
- 3 9 甲西町立三雲会館（三雲）
- 4 0 甲西町立夏見会館（夏見）
- 4 1 甲西町立柑子袋会館（柑子袋）
- 4 2 甲西町立岩根会館（岩根）
- 4 3 水口町立宇川会館（宇川）
- 4 4 水口町立泉教育集会所（泉）
- 4 5 水口町立牛飼教育集会所（牛飼）
- 4 6 水口町立新城教育集会所（新城）
- 4 7 甲賀町相模教育集会所（相模）
- 4 8 甲賀町大原中教育集会所（大原中）
- 4 9 甲賀町大久保教育集会所（大久保）

- 5 0 甲賀町上野教育集会所（上野）
- 5 1 土山町立梅田会館（寺前・末田）
- 5 2 土山町立清和会館（田中・和草野）
- 5 3 甲南町かえで会館（宝木）
- 5 4 信楽町西教育集会所（西）
- 5 5 さつき会館（宮津）
- 5 6 蒲生町立石塔会館（石塔）
- 5 7 日野町立地域総合センター日野文化会館（豊田）
- 5 8 日野町教育集会所（豊田）
- 5 9 愛東町教育集会所梅林会館（梅林）
- 6 0 秦荘町立長塚会館（長塚）
- 6 1 秦荘町立長塚教育集会所（長塚）
- 6 2 愛知川町立川久保保愛館（川久保）
- 6 3 愛知川町立川久保教育集会所（川久保）
- 6 4 愛知川町立山川原会館（山川原）
- 6 5 愛知川町立山川原教育集会所（山川原）
- 6 6 豊郷町役場隣保館（大町・三ツ池）
- 6 7 三ツ池教育集会所（三ツ池）
- 6 8 大町教育集会所（大町）
- 6 9 長寺地域総合センター（長寺）
- 7 0 呉竹地域総合センター（呉竹）
- 7 1 三吉会館（三吉）
- 7 2 米原町立上多良文化センター（上多良）
- 7 3 一色教育集会所（一色）
- 7 4 虎姫町コミュニティセンター（虎姫五）
- 7 5 木之本総合センター木之本文化センター（広瀬）
- 7 6 木之本教育集会所（広瀬）

- 7 7 今津町社会教育会館（川尻）
- 7 8 安曇川文化会館（北出）
- 7 9 伏原教育集会所（伏原）
- 8 0 音羽上教育集会所（音羽）

別表2) 「滋賀の部落」と同和対策地域総合センターの対応関係

番号	旧名	現在名	主な施設
1	北山村	近江八幡市安土町宮津	さつき会館（廃止）
2	王林村 大林村	大津市昭和町	昭和会館
3	木の川新田	草津市木川町	新田会館 新田教育集会所
4	藪の内村	湖南市石部西	松籟会館
5	久保村 南野村	近江八幡市末広町	末広会館（廃止） 第1末広教育集会所（廃止） 第2末広教育集会所（廃止）
		東近江市平田町 （末広からの派生地 域）	平田駅前教育集会所
6	吉茶市村	野洲市北比江	有隣館
7	木原村 西村	近江八幡市池田本町	住吉教育集会所（廃止）
8	横井村 藪畑村	東近江市御園町 （同和対策対象外）	御園会館（同和対策開始前に廃 止） 高屋集会所（東近江市独自施設）
9	稲津村	大津市稲津	田上会館
10	中小森村枝郷 細工 村	近江八幡市大森町	桐原会館（廃止）
	中小森村枝郷 十座 村	近江八幡市若宮町 （同和対策対象外）	
	中小森村枝郷 ヤケ ヤ村	近江八幡市堀上町	堀上教育集会所（廃止）
11	一色村	米原市一色	米原市人権総合センター ソーシャル・キャピタルプラザ （旧一色教育集会所）
12	里根村（山本）	彦根市里根町	地域総合センター東山会館
13	大谷村	大津市伊香立下龍華町	下龍華会館
14	長塚村	愛知郡愛荘町長塚	長塚会館 長塚教育集会所
15	梅本村	彦根市甲田町	

16	梅林村	東近江市梅林町	教育集会所梅林会館
17	垣内村 掛落村	草津市芦浦町	芦浦会館 芦浦教育集会所
18	糠田井村 川田村	栗東市小柿	
19	八木沢村	米原市三吉	息郷地域総合センター三吉会館 (旧三吉会館)
20	北村	草津市橋岡町	橋岡会館 橋岡教育集会所
21	八木山村	大津市坂本	坂本市民会館 坂本教育集会所
22	小脇郷枝郷 野口村	東近江市野口町	アミティーあかね (旧野口会館・野口教育集会所)
	小脇郷枝郷 鳥居前村	東近江市小脇町宮	小脇町宮会館 小脇町宮教育集会所
23	田中村	甲賀市土山町北土山田中	清和会館
	和草野村	甲賀市土山町北土山和草野	清和会館
	大野村寺前	甲賀市土山町大野寺前	梅田会館
	今宿村末田	甲賀市土山町大野末田	梅田会館
24	中野村	犬上郡甲良町長寺	長寺地域総合センター
25	大久保村前外垣	甲賀市甲賀町大久保	大久保教育集会所
	相模村	甲賀市甲賀町相模	相模教育集会所
	大原中村	甲賀市甲賀町大原中	大原中教育集会所
	上野村西外垣, 須山	甲賀市甲賀町上野	上野教育集会所
26	今井野	湖南市柑子袋	柑子袋会館
	あら川	湖南市三雲	三雲会館 三雲教育集会所
	藪の下	湖南市夏見	夏見会館
	谷ヶ間	湖南市岩根東	岩根会館
27	川久保村	愛知郡愛荘町川久保	川久保保愛館 川久保教育集会所
28	田井中村	栗東市十里	ひだまりの家 (旧十里会館)
29	作立村 小桜	長浜市桜町	虎姫コミュニティセンター

30	苧又村	長浜市千草町	長浜地域総合センターなつめ会館 長浜教育集会所
31	川尻村	高島市今津町浜分川尻	今津町社会教育会館（廃止）
32	草谷村	東近江市石塔町	石塔会館
33	大町村	犬上郡豊郷町大町	豊郷町役場隣保館 大町教育集会所
34	広瀬村	長浜市木之本町広瀬	木之本総合センター木之本文化センター 木之本教育集会所
35	宝の木村	甲賀市甲南町宝木	かえで会館
36	石橋村 門前, 石橋組	高島市安曇川町三尾里北出	安曇川文化会館（廃止）
	石橋村 伏原	高島市安曇川町田中伏原	伏原教育集会所（廃止）
37	大野村 普賢寺村	彦根市広野町	地域総合センター人権・福祉交流会館 広野教育集会所
38	馳出村	高島市音羽	音羽上教育集会所（廃止）
39	中野	甲賀市水口町泉	泉教育集会所
	栗林	甲賀市水口町新城	新城教育集会所
	城川, 三本柳	甲賀市水口町牛飼	牛飼教育集会所
	宇川	甲賀市水口町宇川	宇川会館
40	竹内村	犬上郡甲良町呉竹	呉竹地域総合センター
41	和田	野洲市小篠原	野洲地域総合センター 和田集会所
	茶屋の前	守山市矢島町	守山市同和対策集会所
42	口中山村 川田	蒲生郡日野町豊田	地域総合センター日野文化会館 （廃止） 日野町教育集会所（廃止）
43	留守川村 新町	草津市西草津	西一会館 西一教育集会所
44	西村	甲賀市信楽町西	西教育集会所
45	野良田村	愛知郡愛荘町山川原	山川原会館 山川原教育集会所
46	林村 大林	近江八幡市八幡町	八幡会館（廃止） 八幡教育集会所別館（廃止）

47	他楽村	米原市上多良	和（なごみ）ふれあいセンター （旧上多良文化センター）
48	安食南村枝郷 三ツ池	犬上郡豊郷町三ツ池	豊郷町役場隣保館 三ツ池教育集会所
49	林村 漣	大津市皇子が丘	皇子が丘市民会館

証 拠 方 法

- 1 別紙証拠説明書のとおり

付 属 書 類

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 証拠説明書（正本／副本） | 各 1 通 |
| 3 甲第 1 号証ないし第 6 号証（正本／副本） | 各 1 通 |

証 拠 説 明 書

平成 2 2 年 9 月 1 5 日

大津地方裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

号証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 1	滋賀県情報公開条例	写し	H19.6.28	滋賀県	公開条例の内容。
甲 2	公文書一部公開決定通知書	写し	H21.5.8	滋賀県知事	本件処分の内容。
甲 3	理由説明書	写し	H21.7.6	滋賀県知事	本件処分の理由。
甲 4	滋賀の部落（部分）	写し	S49.8.28	滋賀県同和事業促進協議会	同和地区とセンターの関係，同和地区一覧が出版されたこと。
甲 5	部落解放同盟県連合会支部名簿	写し	H17.5(推定)	部落解放同盟県連合会	部落解放同盟の支部員名簿が流出したこと。
甲 6	住宅地図	写し	H18.5	ゼンリン	住宅地図単独でセンターの周辺住民を特定できること。
甲 7	糾弾会資料	写し	H20.3.25	東近江市，滋賀県，部落解放同盟滋賀県連合会，滋賀県人権センター	同和地区問い合わせに対する糾弾会を滋賀県が支援したこと。